

# まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 に関するQ & A（第7版（未定稿）） ＜認定申請編＞

## 注意

本Q & Aは、随時見直しを行っております。

ご使用の際は、必ず最新版のQ & Aをご確認下さい。

本版は、関係法令の公布・施行後、速やかに事業を開始できるようにするため、事前の認定申請に必要な取扱いを記載したものです。令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）を踏まえて記載しておりますが、今後内容等が変更になることもあり得ますのであらかじめご了承ください。変更がなければ関係法令の公布・施行後に定稿となります。

2019年12月20日

内閣府 地方創生推進事務局

## 目 次

### 1. 申請主体について

- Q 1-1. 申請主体 . . . . . 1
- Q 1-2. 適用対象外地方公共団体 . . . . . 1
- Q 1-3. 共同申請 . . . . . 1

### 2. 認定申請の時期・記載事項について

- Q 2-1. 地域再生計画の認定申請の時期 . . . . . 1
- Q 2-2. 地域再生計画の記載事項 . . . . . 1
- Q 2-3. 対象事業 . . . . . 2
- Q 2-4. 「包括的な認定」とは . . . . . 2
- Q 2-5. 地方版総合戦略の改訂① . . . . . 3
- Q 2-6. 地方版総合戦略の改訂② . . . . . 3
- Q 2-7. 複数年度事業の申請 . . . . . 3
- Q 2-8. KPI の設定 . . . . . 3
- Q 2-9. 寄附の金額の目安 . . . . . 4
- Q 2-10. 寄附を行う法人の確定 . . . . . 4
- Q 2-11. 複数事業の申請 . . . . . 4
- Q 2-12. 地域再生計画の認定基準 . . . . . 5
- Q 2-13. 事業の地方版総合戦略への記載 . . . . . 5

### 3. 対象となる事業（個別具体的な事業）について

- Q 3-1. 既存事業の申請 . . . . . 5
- Q 3-2. 着手済み事業の申請 . . . . . 5
- Q 3-3. 寄附の振替 . . . . . 6
- Q 3-4. 負担金への充当 . . . . . 6
- Q 3-5. 基金への積立て . . . . . 6
- Q 3-6. 奨学金返還支援基金への積立て . . . . . 6
- Q 3-7. 寄付を募る事業等の委託料への充当 . . . . . 7
- Q 3-8. ハード事業への充当 . . . . . 7
- Q 3-9. 国の補助金・交付金対象事業の地方負担分への充当 . . . . . 7
- Q 3-10. 地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金①  
. . . . . 7
- Q 3-11. 地方創生応援税制と地方創生推進交付金との併用 . . . . . 8
- Q 3-12. 寄附企業の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の活用  
. . . . . 8

Q 3-13. 地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金②	8
Q 3-14. 地方債の起債対象事業への充当	9
Q 3-15. 特別交付税措置の対象事業への充当	9

別紙	10
----	----

「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧」

## 1. 申請主体について

<p>Q 1-1.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を記載した地域再生計画はどのような主体が申請できますか。</p>	<p>A 1-1.</p> <p>以下の要件に該当する団体を除き、都道府県又は市町村が単独又は共同で申請することが可能です。</p> <p>A) 都道府県 普通交付税の不交付団体であること。</p> <p>B) 市町村 普通交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域(※)とされている団体であること。</p> <p>(※) 首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等</p>
<p>Q 1-2.</p> <p>普通交付税の不交付団体であることについては、いつの時点で判断されますか。</p>	<p>A 1-2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施しようとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けているかどうかで判断します。</p>
<p>Q 1-3.</p> <p>複数の地方公共団体による共同事業は対象となりますか。</p>	<p>A 1-3.</p> <p>共同事業も対象となります。この場合、共同で1つの地域再生計画を作成することも、それぞれの地方公共団体が個別に地域再生計画を作成することも可能です。</p> <p>なお、共同事業の実施に当たっては、それぞれの地方公共団体分の事業費と寄附額を明確に区分して適切に管理する必要があります。</p>

## 2. 認定申請の時期・記載事項について

<p>Q 2-1.</p> <p>地域再生計画の認定申請の締切はいつですか。</p>	<p>A 2-1.</p> <p>毎年度5月、9月、1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表します(変更認定申請も同様)。</p> <p>なお、企業側の寄附のスケジュール及び額、事業の規模、緊急性等を勘案し、特別の事情がある場合には、認定時期について個別にご相談ください。</p>
<p>Q 2-2.</p> <p>認定申請に当たっては、地域再生計画にどのような事柄を記載することが必要で</p>	<p>A 2-2.</p> <p>認定申請に当たっては、地域再生計画の記載事項のうち、「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に、次のaからfの項目を記載してください。なお、地域再生計画の記載様式は認定回ごとに異なりますので、具体的な申請方法については必ず</p>

<p>すか。</p>	<p>申請を行う認定回に係る事務連絡を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事業の名称</li> <li>b. 事業の内容</li> <li>c. 事業の実施状況に関する客観的な指標 (重要業績評価指標 (KPI))</li> <li>d. 寄附の金額の目安</li> <li>e. 事業の評価の方法 (PDCA サイクル)</li> <li>f. 事業実施期間</li> </ul>
<p>Q 2 - 3 . どのような事業が対象となりますか。</p>	<p>A 2 - 3 . 地方版総合戦略に位置付けられたものであれば、雇用の創出や、移住・定住の促進、結婚・出産・子育ての支援、まちづくり等、地方創生を推進する観点から幅広い分野の事業が対象となります。</p> <p>ただし、地方創生の観点から効果の高い事業を対象とするため、地域再生計画の認定に当たっては、事業ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域再生・地方創生の実現という法律の目的を達成するためのアウトカムベースの KPI (客観的な数値指標。地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一としても差し支えありません。) が設定されていること</li> <li>・PDCA サイクルが整備されており、事後的に客観的な効果検証が行えるものであること</li> </ul> <p>が要件となります。</p>
<p>Q 2 - 4 . 令和 2 年度から、認定手続きが簡素化され、「包括的な認定」の仕組みとなりましたが、具体的にはどのように変わったのですか。</p>	<p>A 2 - 4 . これまでの寄附対象となる予算事業(以下「個別具体的な事業」という。)を認定する方式から、包括的に認定する方式とするのです。</p> <p>具体的には、これまで、事業年度ごとの事業内容等、個別具体的な事業の内容を地域再生計画に詳細に記載していましたが、地域再生計画に基づき実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業が、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載)で足りることとするのです。</p> <p>なお、地方版総合戦略において、基本目標・基本的方向に紐づく施策の概要に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えありません。</p>

<p>Q 2-5.</p> <p>地方版総合戦略を改訂する予定ですが、Q 2-4の「地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業」とは現行・次期戦略のどちらに位置付ける必要があるのですか。</p>	<p>A 2-5.</p> <p>地域再生計画に記載するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業実施期間（A 2-2のf.に掲げる事業実施期間）の始期に効力のある地方版総合戦略に位置付ける必要があります。</p> <p>なお、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の活用に当たっては、現行の地方版総合戦略と次期地方版総合戦略の計画期間に隙間が生じないようにご注意ください。</p> <p>[具体的なイメージ]</p> <p>①事業実施期間の始期より、次期地方版総合戦略の始期が前（もしくは同日）の場合</p> <p>…次期地方版総合戦略に事業を位置付ける必要があります。</p> <p>②事業実施期間の始期より、次期地方版総合戦略の始期が後の場合</p> <p>…現行の地方版総合戦略に事業を位置付ける必要があります。なお、事業実施期間中に、現行の地方版総合戦略の終期を迎える場合には、次期地方版総合戦略にもまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を位置付けてください。</p>
<p>Q 2-6.</p> <p>地域再生計画の認定を受けた後に、地方版総合戦略を改訂した場合、地域再生計画の変更認定申請が必要となりますか。</p>	<p>A 2-6.</p> <p>地方版総合戦略を改訂したことをもって直ちに地域再生計画の変更認定申請が必要となるわけではありませんが、認定を受けた地域再生計画の内容に変更が生じる場合には、変更認定申請が必要です。</p>
<p>Q 2-7.</p> <p>地方創生応援税制の適用を受ける事業について、事業期間が複数年度にわたる事業も申請可能ですか。</p>	<p>A 2-7.</p> <p>地方創生応援税制の適用を受ける事業について、適用期限である2024年度までの事業を申請することが可能です。</p> <p>なお、2年度目以降において、地域再生計画の記載内容に変更があった場合には、軽微な変更（Q 6-1参照）を除き、地域再生計画の変更認定申請の手続を行う必要があります。</p>
<p>Q 2-8.</p> <p>KPIは、どのように設定する必要がありますか。</p>	<p>A 2-8.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業によって達成されるKPI（原則としてアウトカムベース）を設定してください。このKPIは、地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でも構いません。</p> <p>なお、KPIの設定に当たっては、「地方創生事業実施のためのガ</p>

	イドライン」(2018年4月内閣府地方創生推進事務局)が参考となります。
<p>Q2-9.</p> <p>「寄附の金額の目安」とは、どのように算出すればよいですか。</p>	<p>A2-9.</p> <p>「寄附の金額の目安」は、寄附額がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費の範囲内となるよう、事業の実施と寄附の受領を適切に管理するために設定するものです。当該事業費のうち確実に執行が見込まれる額を設定してください。</p> <p>算出方法としては、</p> <p>①寄附の募集、受領が可能な額を現実的に見込む方法(②により算出される額又は当該地方公共団体の標準財政規模の5%(市町村は10%)に相当する額以内である場合に限る。)</p> <p>②想定される事業費のうち国庫補助金等を除いた地方負担額(予算事業の特定が困難な場合は主要な事業の事業費の合計や地方創生関係交付金事業の地方負担額の合計で差し支えありません。)に、過去の類似事業における入札率や予算執行率を掛ける方法</p> <p>等が考えられます。</p> <p>また、地域再生計画に記載した寄附の金額の目安の範囲内であれば事業費確定前に寄附を受領することが可能ですが、事業費の実績を上回って寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。</p>
<p>Q2-10.</p> <p>地域再生計画の申請時点で、寄附を行う法人が確定している必要がありますか。</p>	<p>A2-10.</p> <p>法人からの寄附を呼び込めるような効果の高い事業であることが認定の要件となっていることから、申請時点において1社当たり10万円以上の寄附を行う法人の具体的な見込みが立っていることが望ましいです。</p> <p>なお、地域再生計画の申請において、寄附を行う法人や寄附見込額を明らかにする必要はありません。</p> <p>ただし、地方創生推進交付金(横展開タイプ)の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てるもののうち、一定額の寄附を集めることをもって事業期間の延長(4、5年目)を申請する場合は、国費の特例措置を活用するという性質から、寄附を行う法人の具体的な見込みが立っていることを必須とします。</p>
<p>Q2-11.</p> <p>一つの地域再生計画に、複数のまち・ひと・しごと創生</p>	<p>A2-11.</p> <p>複数の事業が相互に関連する場合には一つの地域再生計画に記載が可能です。ただし、事業ごとに認定に必要なA2-2(a～</p>

<p>と・しごと創生寄附活用事業を記載することは可能ですか。</p>	<p>f) の記載事項が記載されている必要があります。</p> <p>なお、地域再生計画の事業は、地方版総合戦略の基本目標・基本的方向に紐づく施策であることが確認できる程度の記載で足りるため、全ての事業を予算事業単位で地域再生計画に記載する必要はありません。</p>
<p>Q 2 - 1 2 .</p> <p>地域再生計画はどのような基準によって認定されるのですか。</p>	<p>A 2 - 1 2 .</p> <p>地域再生計画が認定されるためには、地域再生計画に記載する事業が地域再生基本方針に適合する等のほか、地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容が地方版総合戦略に位置付けられたものであって、法人からの寄附を呼び込むことができるような効果の高い魅力的な事業であることが必要です。また、事業について、アウトカムベースの KPI の設定や、行政以外の第三者が参画する PDCA サイクルが整備されていることが必要です。</p> <p>なお、アウトカムベースの KPI は地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でも構いません。</p>
<p>Q 2 - 1 3 .</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業については、地方版総合戦略に事業単位で明確に記載されている必要があるのですか。</p>	<p>A 2 - 1 3 .</p> <p>地方版総合戦略において、個別具体的に事業内容の詳細が記載されている必要はありませんが、地方版総合戦略におけるどの施策に位置付けられる事業であり、寄附を活用する事業が地方版総合戦略の基本目標や KPI にどのように寄与するのかを地域再生計画で明らかにできる程度の記載が必要です。</p>

### 3. 対象となる事業（個別具体的な事業）について

<p>Q 3 - 1 .</p> <p>既存の住民サービスとして行ってきた事業は対象となりますか。</p>	<p>A 3 - 1 .</p> <p>既存の住民サービスとして行ってきた事業についても、地方創生に資するものであって、寄附を契機として質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合には対象となり得ます。</p>
<p>Q 3 - 2 .</p> <p>着手済みの事業について地域再生計画を作成して、認定申請することはできますか。また、地域再生計画を申請する時点に</p>	<p>A 3 - 2 .</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業は、地域再生計画の認定後に事業を実施（着手）することを想定しているため、原則として着手済みの事業（地域再生計画の認定前に支出負担行為を行ったもの）については対象となりません。</p> <p>ただし、</p> <p>①地域再生計画認定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目</p>



<p>において着手済みの事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>的達成に支障が生じうること。</p> <p>②当該事業の予算計上に際し、地方創生応援税制の活用を予定していることが明らかにされており、単なる財源振替ではないこと。</p> <p>のいずれも満たす場合には、事前着手が可能であるため、個別にご相談ください。</p>
<p>Q 3 - 3.</p> <p>イベント等への協賛金など従来から行われている寄附について、地方創生応援税制に係る寄附として受領することはできますか。</p>	<p>A 3 - 3.</p> <p>地方創生応援税制は、産官学金労言士が参画して策定した地方版総合戦略に位置づけられた、KPI の設定や PDCA サイクルの整備等によって効果が高いと考えられる事業への寄附に対して税制上の特例措置がなされるものです。そのため、従来から行っている事業を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、単に振り替えるようなことは行わないようにしてください(Q 3 - 1 参照)。</p> <p>本税制の趣旨を踏まえた事業を企画立案し、法人に対してその内容をよく説明することにより、法人が事業の趣旨に賛同した結果として寄附が行われるようにしてください。</p>
<p>Q 3 - 4.</p> <p>広域連合等が行う地方創生事業分の負担金に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3 - 4.</p> <p>地方創生事業の財源として支出する広域連合等への負担金については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。</p> <p>ただし、本税制に係る寄附の額が当該事業の財源として支出する負担金の額を超えることがないようにご留意ください。</p>
<p>Q 3 - 5.</p> <p>地方公共団体が行う基金への積立てに対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3 - 5.</p> <p>地域再生計画認定申請マニュアル(各論)に示す要件・運用管理を備える基金への積立てに充てる寄附については、本税制の対象となります。</p>
<p>Q 3 - 6.</p> <p>大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返還支援基金への積立てに対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てるこ</p>	<p>A 3 - 6.</p> <p>国においては、地方への若者の定着を促進するため、奨学金返還支援基金の取組を積極的に推進しているところです。この奨学金返還支援基金への積立てに充てる寄附についても、基金を活用した事業の一類型として、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)に示す要件・運用管理を備えるものであれば、地方創生応援税制の対象となります。</p>

とはできますか。	
<p>Q 3 - 7 . 寄附を募る業務や事業を PR する業務を委託する場合の委託料に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3 - 7 . それらの業務を委託することにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業がより効率的又は効果的に実施されることが見込まれる場合には、当該委託料に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。</p>
<p>Q 3 - 8 . ハード事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3 - 8 . まち・ひと・しごと創生寄附活用事業については、ハード事業も対象としています。 なお、基金を活用した事業による場合を除き、各年度において寄附額が事業費を超えないようにする必要がありますので、その旨ご留意ください。</p>
<p>Q 3 - 9 . 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A 3 - 9 . 地方創生応援税制の制度の趣旨は、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な事業を支援するものであることから、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできません。 ただし、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方大学・地域産業創生交付金の対象となる事業及び地方創生に関連する国の補助金・交付金(Q 3 - 1 0 参照)の地方負担分については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。 また、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金の地方負担分についても、地方創生応援税制に係る寄附を充てることが可能です。疑義がある場合には個別にご相談ください。</p>
<p>Q 3 - 1 0 . 地方負担分へ地方創生応援税制に係る寄附を充てることのできる国の補助金・交付金とは、どのようなものを指しているのですか。</p>	<p>A 3 - 1 0 . 別紙「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることのできる補助金・交付金一覧」に掲載された補助金・交付金を指します。</p>

<p>Q 3 - 1 1 .</p> <p>地方創生応援税制と地方創生推進交付金を併用しようとする場合において、留意することはありますか。</p>	<p>A 3 - 1 1 .</p> <p>地方創生推進交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てることは可能です。</p> <p>また、2020 年度における地方創生推進交付金の地方負担分へ充当する寄附見込額が 200 万円以上又は事業費（2020 年度以後の当該地方創生推進交付金に係る事業の事業期間内における総事業費をいい、2019 年度以前に実施された期間及び 2025 年度以降の期間の事業費を除く、特例による事業実施期間（横展開タイプの 4、5 年目）における事業費を含む。）の 1 割以上の事業（広域連携事業にあつては、連携する地方公共団体の合計の寄附見込額が 200 万円以上又は事業費の 1 割以上の事業）については、横展開タイプの事業であっても、最長 5 年間の事業計画の申請が可能となりますが、寄附を行う法人の具体的な見込みが立っていることを必須とします。</p>
<p>Q 3 - 1 2 .</p> <p>寄附企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合において、留意することはありますか。</p>	<p>A 3 - 1 2 .</p> <p>事業主が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、認定地方公共団体が実施する地域における安定的な雇用機会の増大を図る事業に関連する寄附を行い、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に係る計画書に基づき、当該事業が実施される区域内に事業所を設置・整備の上、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる必要があります。</p> <p>そのため、地方公共団体はあらかじめ当該事業に係る地域再生計画において、地域再生基本方針に基づく支援措置として地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を記載する必要があります。</p> <p>また、当該事業主は地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画書に本事業に係る受領証を添付した上で各道府県労働局へ提出する必要があるため、当該事業主が行う寄附が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の対象とする事業に対する寄附であることを確認の上、必要事項を記載した受領証を交付してください。</p>
<p>Q 3 - 1 3 .</p> <p>地方公共団体の地方創生プロジェクトが複数の事業で構成されている場合（各事業費は明確に区分されている）、うち一つ</p>	<p>A 3 - 1 3 .</p> <p>全体として 1 つのプロジェクトであっても、プロジェクトを構成する各事業の事業費が明確に区分されているのであれば、事業ごとに、補助金等（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金及び A 3 - 1 0 に掲げる国の補助金・交付金を除く。）と地方創生応援税制をそれぞれ活用することができます。</p>

<p>の事業に国の補助金や交付金(地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金及び地方創生に関連する国の補助金・交付金(Q3-10参照)を除く。)を受けると、他の事業にも寄附を充てることはできなくなりますか。</p>	
<p>Q3-14. 地方債の起債対象事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A3-14. 地方債の起債対象事業に地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですが、その場合は、一般に、当該寄附は当該事業の控除財源として取扱うことが適当であると考えられます。 &lt;イメージ&gt; 地方債の充当率が30%の1億円の事業を計画しており、当該事業に対して5,000万円の寄附がなされる場合の起債可能額は、 [事業費(1億円)－地方創生応援税制に係る寄附(5,000万円)]×30%=1,500万円 となる。 ※地方創生応援税制に係る寄附を充てない場合は、起債可能額は3,000万円</p>
<p>Q3-15. 特別交付税措置の対象となる事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A3-15. 特別交付税の算定上、地方創生応援税制が適用される寄附は算定経費から控除する必要があります。</p>

(別紙) 地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧

※地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方大学・地域産業創生交付金の地方負担分にも寄附を充てることができます。

※各補助金・交付金事業の詳細は、担当部署に問い合わせください。

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与	担当部署	
			可否	有無		インセンティブの具体的な内容	担当課室名
1	内閣府	子ども・子育て支援交付金	可能			子ども・子育て本部(子ども・子育て支援担当)付事業第1係	03-6257-3082
2		子ども・子育て支援整備交付金	可能			子ども・子育て本部(子ども・子育て支援担当)付事業第1係	03-6257-3082
3		子どものための教育・保育給付費補助金	可能			子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付	03-6257-3096
4		特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	可能			総合海洋政策推進事務局有人国境離島政策推進室	03-6257-3953
5		沖縄振興公共投資交付金(ハード交付金)	可能			沖縄振興局特定事業担当	03-6257-1675
6		沖縄振興特別推進交付金(ソフト交付金)	可能			政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)付	03-6257-1683
7	総務省	高度無線環境整備推進事業	可能			総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室政策係	03-5253-5866
8		携帯電話等エリア整備事業	可能			総合通信基盤局電波部移動通信課第一業務係	03-5253-5894
9		過疎地域等自立活性化推進交付金	可能			自治行政局過疎対策室	03-5253-5536
10		地域経済循環創造事業交付金	可能			自治行政局地域力創造グループ地域政策課企画第一係	03-5253-5523
11		ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係	03-5253-5808
12		放送ネットワーク整備支援事業(地域ケーブルテレビネットワーク整備事業)	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係	03-5253-5808
13		放送ネットワーク整備支援事業(地上基幹放送ネットワーク整備事業)	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5737
14		民放ラジオ難聴解消支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949
15	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949	
16	文部科学省	補習等のための指導員等派遣事業	可能			初等中等教育局財務課校務調整係	03-5253-4111 (内線3723)
17		地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業	可能			初等中等教育局児童生徒課	03-6734-4728
18		健全育成のための体験活動推進事業	可能			初等中等教育局児童生徒課	03-6734-4728
19		地域学校協働活動推進事業(令和2年度より「地域と学校の連携・協働体制構築事業」に名称変更)	可能	有	採択に関する査定の加算項目	総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室地域学校協働事業係	03-6734-3261
20		公立学校施設整備費負担金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 執行係	03-6734-2463
21	学校施設環境改善交付金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 整備計画係	03-6734-2466	
22	文化庁	博物館クレーター推進事業	可能	有	採択に関する査定の加算項目	文部科学省 文化庁 企画調整課 総括担当	03-6734-3134
23		文化財補助金	可能			文部科学省 文化庁 文化経済・国際課 税制担当 ※事業毎に担当課にお繋ぎします。	03-6734-3044
24		文化芸術創造拠点形成事業	可能			文部科学省 文化庁 参事官(文化創造担当)	075-330-6730
25		劇場・音楽堂等機能強化推進事業	可能			文部科学省 文化庁 企画調整課 総括担当	03-6734-3134
26		国際文化芸術発信拠点形成事業	可能			文部科学省 文化庁 参事官(芸術文化担当) 国際文化拠点担当	03-6734-2836
27	農林水産省	農業人材強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業	可能			経営局就農・女性課農業教育グループ	03-6744-2160
28		鳥獣被害防止総合対策交付金	可能	有	採択に関する査定の加算項目	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	03-3591-4958

※各補助金・交付金事業の詳細は、担当部署に問い合わせください。

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与 インセンティブの具体的な内容	担当部署		
			可否	有無		担当課室名	TEL (直通)	
29	農林水産省	農山漁村振興交付金[うち農泊推進対策における施設整備事業(活性化計画に基づくものに限る)及び農山漁村活性化整備対策]	可能	有	採択に関する査定の加算項目	農村振興局地域整備課	03-3501-0814	
30		海岸保全施設整備事業(補助事業、農山漁村地域整備交付金)	可能			農村振興局防災課	03-6744-2199	
31	水産庁	海岸保全施設整備事業(補助事業、農山漁村地域整備交付金)	可能			防災漁村課	03-3502-5304	
32	林野庁	林業成長産業化総合対策(うち早生樹等優良種苗生産推進対策のうち採種圃等の造成・改良等)	可能			研究指導課	03-6744-2312	
33		林業成長産業化総合対策(うち林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)	可能			経営課	03-3502-8055	
34	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	可能			総合政策局地域交通課	03-5253-8396	
35		幹線鉄道等活性化事業費補助(形成計画事業)	可能			鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室	03-5253-8539	
36		「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(集落活性化推進事業費補助金)	可能	有	採択に当たって一定程度配慮	国土政策局地方振興課	03-5253-8403	
37		社会資本整備総合交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967	
38		防災・安全交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967	
39		補助事業(道路)	可能			道路局総務課	03-5253-8476	
40		補助事業(河川)	可能			水管理・国土保全局治水課流域調査係	03-5253-8455	
41		補助事業(ダム)	可能			水管理・国土保全局治水課計画係	03-5253-8453	
42		補助事業(砂防)	可能			水管理・国土保全局砂防部砂防計画課企画係	03-5253-8467	
43		補助事業(下水道)	可能			水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業係	03-5253-8430	
44		補助事業(港湾)	可能			港湾局計画課	03-5253-8668	
45		補助事業(海岸)	可能			港湾局海岸・防災課	03-5253-8688	
46		観光庁	観光振興事業費補助金(公共交通利用環境の革新等事業)	可能			国土交通省総合政策局地域交通課	03-5253-8396
47			観光振興事業費補助金(観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業)	可能			観光庁外客受入担当参事官室	03-5253-8972
48	観光振興事業費補助金(歴史的観光資源高質化支援事業)		可能			国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室	03-5253-8954	
49	観光振興事業費補助金(シェアサイクル導入促進事業)		可能			国土交通省都市局街路交通施設課	03-5253-8416	
50	観光振興事業費補助金(観光地域振興無電柱化推進事業)		可能			国土交通省道路局環境安全・防災課	03-5253-8495	
51	観光振興事業費補助金(先進的サイクル環境整備事業)		可能			国土交通省道路局参事官	03-5253-8497	
52	観光振興事業費補助金(古民家等観光資源化支援事業)		可能			国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517	
53	観光振興事業費補助金(「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業)		可能			観光庁外客受入担当参事官室	03-5253-8972	
54	海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上		可能			国土交通省港湾局海洋・環境課 国土交通省海事局内航課	03-5253-8684 03-5253-8625	
55	クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化		可能			国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室 国土交通省海事局外航課	03-5253-8672 03-5253-8619	
56	文化資源(文化財等)を活用したインバウンドのための環境整備		可能			文化庁文化経済・国際課	03-6734-3044	
57	国立公園のインバウンドに向けた環境整備		可能			環境省自然環境局国立公園課	03-5521-8278	
58	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	可能			観光庁外客受入参事官室	03-5253-8972		

※各補助金・交付金事業の詳細は、担当部署に問い合わせください。

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与	担当部署	
			可否	有無		インセンティブの具体的な内容	担当課室名
59	観光庁	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	可能			観光地域振興課広域連携推進室	03-5253-8327
60		観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）	可能			観光庁観光資源課	03-5253-8925
61		国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業	可能			観光庁観光地域振興課	03-5253-8328
62	環境省	自然環境整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281
63		環境保全施設整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281
64		循環型社会形成推進交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337
65		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337
66		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337
67		廃棄物処理施設整備交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337

※その他、以下の事業（委託費）に関し、地方公共団体独自の取組に寄附を充てた場合、インセンティブを付与することとしています。

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)
1	文部科学省	地域との協働による高等学校教育改革推進事業	有	採択に関する査定の加算項目	初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高等学校改革推進室	03-6734-2022
2		WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業	有	採択に関する査定の加算項目	初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高等学校改革推進室	03-6734-3300